

羽生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託 仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 羽生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和8年1月21日まで
- (3) 実施場所 埼玉県羽生市

2 業務の目的

本業務は、羽生市（以下、本市という。）が、本市のゼロカーボンシティ実現に向け、本市の現状の把握と将来の推計等を行い、市民・事業者・行政の各主体の視点から、地域づくりや施策に係る総合的かつ具体的な計画を策定することを目的とする。

3 業務の内容

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の内容に準拠し、本市の状況を踏まえ、業務にあたるものとする。

(1) 計画準備

業務着手後速やかに業務実施に際し必要な準備を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえ、地域が抱える複数の課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成や2050年ゼロカーボン実現に向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

(3) 上位・関連計画の整理

本市の上位・関連計画より、脱炭素に関連する施策の整理・分類を行う。

(4) 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

次の項目に関する資料の収集・整理を行う。

ア 自然条件：地勢概要、気象、植生等

イ 経済的條件：事業所・就業者数の状況、各産業（農業、商業、工業等）の動向等

ウ 社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通含む）、文化財・景観等

(5) 地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について部門・分野別に把握する。また、将来のエネルギー需要及びBAUを含む複数のシナリオにより温室効果ガス排出量の推計を行う。

(6) 地域の再生可能エネルギーポテンシャルの推計

国や県の資料を基に、地域の再生可能エネルギーポテンシャルの推計を行う。

(7) 市民・事業者のアンケート等調査の実施及び分析

市民・事業者に対して、地球温暖化や脱炭素に関するアンケート等で調査する。
実施にあたっては、回答率の向上に努めることとする。

なお、個人情報保護の観点から、送付先の抽出や調査票の印刷・封入・発送・回収は本市が行い、調査票の作成やアンケート結果の集計、分析及び評価は受託者が行うこととする。

ア 市民アンケート調査（１，０００人）

イ 事業者アンケート調査（１００社）

(8) 地域の特性・課題の分析

上記（２）～（７）を基に、本市の地域特性・課題の分析を行う。

(9) 将来像の検討

上記の結果を踏まえ、ゼロカーボンシティを実現及び地域課題の同時解決を図った状態として、本市の将来像を検討する。

(10) 温室効果ガス排出量削減目標及び地域の再生可能エネルギー導入目標の設定

上記の結果を踏まえ、温室効果ガス排出量削減目標及び地域の再生可能エネルギー導入目標を設定する。設定にあたっては、2050年度より手前等、意欲的な再エネ導入目標及びエネルギー収支を意識した目標設定に努めることとする。

ア 温室効果ガス排出量削減目標

産業分野別、区域別に中期目標２０３０年及び２０４０年、長期目標２０５０年を設定

イ 地域の再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギーのエネルギー種別ごとに設定

ウ その他の目標

再エネ導入以外の脱炭素目標も設定

(11) 目標達成に向けた具体的な施策の検討

目標達成と地域課題の同時解決を実現するため、市民・事業者・行政各主体の視点から具体的な施策を検討する。

また、中長期的視野で資金面も踏まえた実現性の高い政策や取組を検討する。

なお、以下の５項目を必ず含むこと。

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

⑤ゼロカーボン・ドライブ

(12) 合意形成のに向けた会議等の支援

地域内のステークホルダー等を含む会議等を開催する。受託者は、全会出席すると

ともに、資料の作成や議事録の作成などを行う。

(13) 推進・進捗管理のための指標及び体制構築の検討

計画の実効性を確保するため、評価するための指標設定や各主体の連携・協力体制の仕組みづくり、評価・見直しを行う推進体制等を検討・整理する。

(14) 業務報告の取りまとめ

本業務の結果を事業報告書として取りまとめる。

(15) 計画書の作成

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案及び計画原案の概要版を作成する。

(16) 打合せ・協議

打合せ・協議は必要に応じて適宜実施する。

4 成果品

(1) 成果品は次のとおりとし、羽生市環境課へ納入する。

ア 業務報告書：3部

イ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案：1部

ウ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要版の原案：1部

エ 上記の修正可能な電子データ及びPDF ファイル（CD—R）：1部

オ その他、関連資料

(2) 成果品に関する権利は、一切本市に帰属するものとする。

5 その他

(1) 本事業は、環境省「令和6年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業第1号事業の1）」の趣旨・公募要領・交付規定を遵守のうえ実施すること。

(2) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後に速やかに資料を返却すること。また、資料を汚損等した場合は、受託者の責任において復旧すること。

(3) 受託者は個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

(4) 仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。